

すぐにマイナンバーカードが必要な市民のみなさま
令和6年12月2日から

最短1週間程度で発行！

マイナンバーカード特急発行



が始まります！

対象者の中で、速やかにマイナンバーカードを必要とする方について、「マイナンバーカード特急発行」により申請していただくことで、原則1週間（最短5日）でご自宅にマイナンバーカードをお届けいたします。

※1週間以内に発行できない場合や、区役所窓口で交付となる場合があります

対象者

対 象 者	条 件
乳児	申請日時点で1歳未満であること
国外からの転入者	国外転入後、転入届をした日から30日以内
届出によって住民票に記載された中長期在留者等	届出をした日から30日以内
個人番号または住民票コード変更によりカードを失効した方	変更請求した日又は変更完了通知を受けた日から30日以内
マイナンバーカード紛失した（盗難された）方	紛失・盗難の届出から30日以内
焼失・損傷等によりカードが利用できなくなった方	マイナンバーカードを利用できなくなった日から30日以内
マイナンバーカードの追記欄が満欄の方	追記欄満欄により手続ができなかった日から30日以内
無戸籍の方等、新たに住民票に記載された方	本人確認書類を入手した日から30日以内
刑事施設に収容されていた方	

（注1）上表に記載されていない方は、本制度を利用できません

（注2）本制度を利用してマイナンバーカードを申請する場合は、申請者本人が窓口に来庁していただく必要があります（代理人申請不可）

受付場所

お住まいの区の区役所住民情報窓口（戸籍登録課・窓口サービス課・住民情報課）

※申請者が乳児であり、出生届と同時に申請を行う場合のみ、お住まいの区の区役所住民情報窓口以外でも申請できます

必要なもの

本人確認書類（運転免許証等）、特急発行の対象者であることを疎明する資料

※必要な本人確認書類の組み合わせ等の詳細については、お住まいの区の区役所住民情報窓口にお問い合わせください

※顔写真は、窓口において撮影いたします

※本人の責による紛失・損傷等であり、特急発行によりマイナンバーカードの再発行を行う場合は、手数料1,800円が必要となります（別途、電子証明書再発行手数料200円が発生します）

出生届と同時の申請

申請者が乳児であり、出生届と同時にマイナンバーカード特急発行により交付申請する場合（開庁時間外での宿日直窓口への提出を含む）は、次のような特例があります。

☑申請者本人（乳児）の出頭は不要です

☑申請者本人の本人確認は、出生届の添付書類である「出生証明書」の写しで行います

（代理人の本人確認書類も不要です）

※大阪市以外の自治体で届出される場合は、各自治体にお問い合わせください

